

3. 介護報酬改定について

1. 令和6年度介護報酬改定について【ページID 1055499】

令和6年度介護報酬改定に関する内容について整理したものを、市ウェブサイト（ページID 1055499）に掲載しています。介護報酬改定は、各種基準、加算の新設・変更・廃止や新サービスの導入など多岐にわたります。介護報酬改定に関する省令及び告示、通知、Q&A等を順次、掲載・更新してまいりますので、事業者におかれましては、適宜ご参照ください。

■介護報酬改定のスケジュール【参考】

年末～年明けに改定内容が概ね決まり、3月頃に報酬告示の公布がされることから、事業者は告示公布から4月までの間にサービス内容や事務の変更に対応する必要があります。

（令和3年度改定時のスケジュール：令和3年1月25日 省令公布、令和3年3月15日 告示公布）

2. 令和6年4月1日から実施が義務付けられる取り組みの一覧【ページID 1055538】

令和3年度介護報酬改定における改正内容のうち、下記に示す取り組みは経過措置が設けられた上で令和6年4月1日から実施が義務付けられるものです。経過措置期間が満了するまでに確実に実施できるよう、基準省令等を確認の上、体制を整備してください。なお、今後国から示される基準・解釈通知等により一部内容に変更が生じることもありますのでご承知おきください。変更等があり次第、ウェブサイト【ページID 1055538】にてお知らせします。

その他の令和3年度介護報酬改定に関する内容については、ウェブサイト【ページID 1038967】に当時の関連資料を掲載しています。必要に応じてご参照ください。

	取組内容	対象サービス
(1)	虐待の防止	全サービス
(2)	認知症に係る基礎的な研修の受講	訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、（地域密着型）特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、（看護）小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
(3)	感染症の予防及びまん延の防止	全サービス
(4)	業務継続計画の策定等	全サービス
(5)	栄養管理	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
(6)	口腔衛生の管理	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
(7)	訪問リハビリテーション事業所の医師が診療しない場合の減算	訪問リハビリテーション

* 社会保障審議会介護給付費分科会資料において、令和6年度介護報酬改定時に、新たな要件を加えた上で適用猶予期間を延長する対応案や義務化に伴う減算の導入案等が示されています。今後の取り扱いの詳細はウェブサイト等にてご確認ください。